



第4回電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制 に関する法律の在り方に関する部会でのご指摘

スト規制法の法的効果とその役割について

＜前回部会での御意見①＞

スト規制法の制定経緯として、スト規制法は公務員とは違って争議行為そのものを禁止しているわけではなく、しかし、それによって電気の正常な供給に直接に支障を生じるような行為をしてはならないということであるから、それが分かるような形で記載を追記してほしい。

＜制定の経緯＞

- 憲法は、労使間の対等な交渉を促進するため、労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権含む）を保障している（憲法第28条）。
- 争議権については、全ての争議行為に保障が及ぶわけではなく、「正当なもの」と認められる争議行為に限り保障が及ぶものとされており、刑事免責及び民事免責が認められる（労働組合法第1条第2項、第8条）。この争議行為の正当性は、一般に、その主体、目的、手続、態様（手段）の観点から、個々の事案ごとに判断される。
- 「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」（スト規制法）は、昭和28年以前に電産スト等により大規模な停電が発生するなどしたことが契機となり、電気事業及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護することを目的として制定されたもの。

＜法的効果とその役割＞

- 国家公務員及び地方公務員は、争議行為の正当性の有無に関わらず、全ての争議行為が認められておらず、争議行為をした場合の懲戒規定がある。
- 一方、スト規制法（電気事業関係）はその対象を「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」に限っており、罰則等も規定されていない。

スト規制法上の「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」とは、正当性が認められない争議行為を確信的に規定したものであり、行為規範として示すことで、電気事業における労使の争議行為により電気の正常な供給に障害が生じることによって、国民経済及び国民の日常生活に支障が生じないようにする役割をもった法律であると考えられる。

■ 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第七十一号）（抄）

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

■ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

第九十八条 ② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。（略）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

■ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。（略）

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

特定の公益事業等の労働者のみを対象とする規制

＜前回部会での御意見②＞

電気事業法等の個別の事業法を除いて、スト規制法以外の国内の法令において、電気の公益性や特殊性に着目して公益事業の中で電気事業の労働者に限って義務や制約を課しているものはあるか。

- スト規制法以外の国内法令において、電気事業の労働者に限り義務や制約等を課しているものはない。